

教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理した事項について、同条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 臨時代理した事項

(1) 制定した訓令

川崎市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

(2) 内容

組織改正に伴い、「総務企画局情報管理部行政情報課」の名称を「総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課」に改めるもの

(3) 施行期日

令和5年4月1日

2 臨時代理を行った日

令和5年3月31日

3 臨時代理を行った理由

令和5年4月1日からの組織改正に伴い、同日までに訓令の規定を整備する必要があるため

(参考) 川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情があるときは、前条各号に規定する事務について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の委員会会議に報告し、その承認を受けなければならない。

川崎市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

川崎市教育委員会職員服務規程（平成29年川崎市教育委員会訓令第3号）

の一部を次のように改正する。

第30条第1項中「総務企画局情報管理部行政情報課」を「総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

制 定 理 由

組織改正に伴い、所要の整備を行うため、この訓令を制定するものである。

川崎市教育委員会職員服務規程の一部を改正する規程新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市教育委員会職員服務規程 平成29年3月30日教委訓令第3号</p> <p>(第1条～第29条 略)</p> <p>(職員情報システム等による処理)</p> <p>第30条 この訓令の規定により行うこととされている人事管理事務について、職員情報システム、旅費管理システム（職員の出張及び旅費に関する事務を処理するための電子情報処理組織で総務企画局人事部総務事務センターが所管するものをいう。）及び文書管理システム（公文書の作成、管理等を行うための電子情報処理組織で総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課が所管するものをいう。）（以下「職員情報システム等」という。）を利用することができる場合は、原則として、職員情報システム等により行うものとする。</p> <p>2 この訓令の規定により作成することとされている書類等（書類、帳簿その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）については、職員情報システム等により作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、職員情報システム等による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって代えることができる。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>○川崎市教育委員会職員服務規程 平成29年3月30日教委訓令第3号</p> <p>(第1条～第29条 略)</p> <p>(職員情報システム等による処理)</p> <p>第30条 この訓令の規定により行うこととされている人事管理事務について、職員情報システム、旅費管理システム（職員の出張及び旅費に関する事務を処理するための電子情報処理組織で総務企画局人事部総務事務センターが所管するものをいう。）及び文書管理システム（公文書の作成、管理等を行うための電子情報処理組織で総務企画局情報管理部行政情報課が所管するものをいう。）（以下「職員情報システム等」という。）を利用することができる場合は、原則として、職員情報システム等により行うものとする。</p> <p>2 この訓令の規定により作成することとされている書類等（書類、帳簿その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）については、職員情報システム等により作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、職員情報システム等による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって代えることができる。</p> <p>(以下、略)</p>